

宮崎地方裁判所都城支部及び同延岡支部で取り扱っている不動産執行事件は、平成31年4月1日から宮崎地方裁判所本庁で取り扱うこととなります。既に上記各支部に係属中の不動産執行事件については、同年1月以降、順次、宮崎地方裁判所本庁に引き継がれます。

【対象となる事件】

不動産等強制競売事件，不動産強制管理事件
担保不動産等競売事件，担保不動産収益執行事件

【対象となる管轄区域】

都城支部（都城市，北諸県郡，小林市，えびの市，西諸県郡）
延岡支部（延岡市，日向市，東臼杵郡，西臼杵郡）

【新しい管轄区域】

宮崎地方裁判所本庁（県下全域）

【取扱開始時期】

平成31年4月1日

なお、平成31年2月1日から同年3月31日までの間は、都城支部及び延岡支部の各管轄区域の上記事件を、宮崎地方裁判所本庁に申し立てることも可能です。

【問合せ先】

宮崎地方裁判所本庁・不動産執行係（電話0985-68-5135）
宮崎地方裁判所都城支部・執行係（電話0986-23-4149）
宮崎地方裁判所延岡支部・執行係（電話0982-32-3418）